

「女性活躍担当」を設置 ～女性職員の成長をサポート～

市では今年度、市長室内に「女性活躍担当」を設置しました。市役所に勤務する女性職員の成長を支援するとともに、組織のさらなる活性化を図ります。設置の経緯や事業内容は次のとおりです。

1. 設置の経緯

政府は、持続可能な開発目標（SDGs）において「日本のSDGsモデル」の中核となる3本柱の一つに「次世代・女性のエンパワーメント」を掲げ、あらゆる分野における女性の活躍を推進するとしており、2022年のアクションプランでは「女性の登用目標達成や、女性活躍の取組の推進に重点的に取り組む」ことが明記されています。

このような中で、市役所内においては、女性管理職の積極的な登用など、女性職員活躍の場を拡大しているところですが、令和4年度、市長室内に新たに「女性活躍担当」を設置したものです。

2. 事業実施の目的

現在、市役所では「特定事業主行動計画」（令和2年度～7年度）を策定しているほか、自己申告の制度、人事評価における上司との話し合いや調整の場など、女性活躍推進に寄与する制度があります。

これを踏まえ、女性活躍担当の業務実施の目的は、「女性職員のキャリア形成上の課題の解決や、不安・悩みの解消を支援し、女性職員個人の成長を支えていくこと」としています。

3. 業務内容

今年度は、採用2・3年次の女性職員を対象とした面談、全ての女性職員対象の一般相談及びアンケート調査、中堅職員対象の座談会などを実施する予定です。

また、相談の業務の実施に当たっては、メンター制度の仕組みを取り入れ、キャリア意識の啓発、視野の拡大や、職員間ネットワークづくりを支援していきます。（別紙1参照）

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市 市長室女性活躍担当 電話046・235・4572

■メンター制度について

メンター制度とは、一定以上の職務経験を持つ人（メンター）が、人事部門の一定の関与の下、「斜めの関係」として相談者（メンティー）の申し出を受けて助言等（メンタリング）を行うことにより、メンティーの「職場環境への円滑な適応」「能力開発・専門性習得等のキャリア形成」「仕事と生活の両立」を図る制度。

具体的には、メンターがメンティーに対して、傾聴、コーチング等の側面支援（メンタリング）を実践することにより、「メンティーの不安低減、志気の向上」「メンティー自身が考え、気づき、判断すること」を促すものです。（図1）

【図1】メンター制度の体制

